第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定債権

確定債権の債権者数及び債権額は、次のとおりである。

件　数	内　　容	金　　額	別　表
112件	総額	26,123,330,353円及び額未定	６
	（内訳） 元本 更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金 開始決定日以降の利息・損害金	 22,743,635,603円 3,379,694,750円 額未定	

第２　権利の変更及び弁済方法

別表６「一般更生債権弁済計画表」記載の確定債権額につき、以下のとおり権利の変更及び弁済を行う。

①　更生手続開始決定日以降の利息・損害金については、更生計画認可決定確定日に全額免除を受ける。

②　前記①の免除後の確定債権額（弁済対象債権額）につき、以下のとおり更生計画認可決定確定日に免除を受け、更生計画認可決定確定日から６か月以内に一括して弁済する。

ⅰ　弁済対象債権額のうち、10万円以下の部分　100％弁済する。

ⅱ　弁済対象債権額のうち、10万円を超え、1000万円以下の部分
99％について免除を受け、免除額控除後の残額を弁済する。

ⅲ　弁済対象債権額のうち、1000万円を超え、5000万円以下の部分
99.99％について免除を受け、免除額控除後の残額を弁済する。

ⅳ　弁済対象債権額のうち、5000万円を超える部分
99.9993％について免除を受け、免除額控除後の残額を弁済する。

第３　追加弁済

以下の条項に従い追加弁済を行う。

①　以下に記載する資産を弁済原資とする。

ⅰ　前記第２節第１の２②により免除を受けた額があるときは、その金額

ⅱ　以下の更生事件に係る更生計画案に基づき更生会社新藤電子工業株式会社(以下「新藤電子工業」又は「更生会社」という。)が弁済を受ける金額
東京地方裁判所平成24年（ミ）第４号（更生会社東京保全株式会社）
東京地方裁判所平成24年（ミ）第５号（更生会社株式会社新藤）
東京地方裁判所平成24年（ミ）第６号（更生会社新藤販売株式会社）
東京地方裁判所平成24年（ミ）第７号（更生会社日星ビスコム株式会社）
東京地方裁判所平成24年（ミ）第８号（更生会社新藤テクニクス株式会社）
東京地方裁判所平成24年（ミ）第９号（更生会社新藤マイクロテクニカ株式会社）

②　弁済額は、弁済対象債権額のうち、10万円を超え、1000万円以下の部分の金額に応じた按分額とする。

③　弁済は前記第２②の弁済と一括して行う。

④　この弁済額の範囲で、前記第２②の免除は効力を失う。

第４節　弁済・納付に関するその他の事項

第１　弁済の場所及び弁済費用の負担等

更生計画による弁済は、弁済時における更生会社の本店所在地において行う。なお、債権者が銀行口座等への振込を求めたときはその指定に従い、更生会社の費用負担において債権者が指定する口座に振り込む方法で行う。

更生会社が源泉徴収又は特別徴収をすべき債権については、当該源泉徴収等をした上で、残額を弁済する。

弁済を受ける更生債権等の中に利息又は損害金を含む場合の充当の順序は、別に定めのない限り、損害金、利息、元本の順とし、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。

第２　放棄・取下債権の取扱い

更生計画案提出日以降、更生担保権・更生債権の放棄又は取下げがなされたときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、残債権額を基準として行う。

第３　債権譲渡等の取扱い

更生手続開始決定日以降、更生担保権・更生債権の譲渡又は移転がなされたときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、譲渡又は移転前の債権額を基準として行う。なお、一部の譲渡又は移転が行われた場合は、譲渡前又は移転前の債権者は更生担保権・更生債権について名義変更の手続を行わなくてはならない。この場合、譲渡前又は移転前の債権者が受ける権利変更及び弁済は、新旧債権者に按分して行われる。

第４　端数処理

更生担保権・更生債権の権利変更において生じる免除後の債権額の１円未満の端数はこれを切り上げて支払う。

第４章　未確定更生債権等の措置

第１節　未確定更生債権等

第１　未確定更生担保権

別表７－１「未確定更生担保権一覧表」記載の更生担保権（以下「未確定更生担保権」という。)は、会社更生法第151条第１項本文に規定する異議等のある更生担保権で、その確定がされていないものである。

第２　未確定更生債権

別表７－２「未確定更生債権一覧表」記載の一般更生債権（以下「未確定更生債権」という。)は、会社更生法第151条第１項本文に規定する異議等のある一般更生債権で、その確定がされていないものである。

第２節　未確定更生債権等の措置

第１　未確定更生担保権

１　確定前の取扱い

未確定更生担保権については、確定するまでの間、弁済を実施しない。

２　確定後の取扱い

未確定更生担保権が確定したときは、更生担保権として確定した額については、前記第３章第１節の定めを、一般更生債権として確定した額については、前記第３章第３節の定めを、それぞれ適用する。この場合において、既に更生担保権・更生債権について弁済が行われている場合には、未確定更生担保権が確定した日から２か月以内に弁済する。一般更生債権として確定した額の弁済方法については、下記第２の２による。なお、未確定更生担保権のうち、新たに確定した額について、遅延損害金は付さないものとする。

第２　未確定更生債権

１　確定前の取扱い

未確定更生債権については、確定するまでの間、弁済を実施しない。

２　確定後の取扱い

未確定更生債権が確定したときは、前記第３章第３節の定めを適用する。この場合において、既に弁済が行われている場合には、未確定更生債権が確定した日から２か月以内に弁済する。なお、未確定更生債権のうち、新たに確定した額について、遅延損害金は付さないものとする。